

地域計画

策定年月日	令和6年12月19日
更新年月日	令和8年1月9日 (第1回)
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	戸島地区 (戸島)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	53.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	53.3 ha
② 田の面積	44.2 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	9.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

（備考）

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、安濃川右岸の平地と谷あいに位置するほ場整備された農地で構成されている。現状は当地区の農地を多く受け持つ担い手と地区外の3者の担い手と個人農家で営農を行っており、およそ6割の農地が担い手に集積されている。

平地の農地については、隣接地区を含めた大規模な集団農地となっており、担い手への集約については、当地区のみならず、近隣地区での営農状況を踏まえた上で行っていく必要がある。

一方で、谷あいの農地についてはほ場整備を実施しているが、獣害被害も多く営農維持のための対策が必要である。

また、個人農家は高齢であることから、意向を汲みつつ離農の場合は、既存担い手への集約化を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

当地区は水稻のほか、担い手による小麦、大豆といった土地利用型作物の栽培を行っており、引き続きこれらの栽培を維持していく。

農地の集積、集約について、地区では既存担い手を中心に新たに営農組織を立ち上げる計画があり、組織が設立されれば同組織へ農地の集積、集約を図っていきたい。既存担い手についても近隣地区での営農を考慮した集約化の調整を検討したい。

また、個人農家については意向を確認しながら、離農の場合は営農組織や既存の担い手への集積、集約を図る。

獣害被害も多いことから、侵入防止柵未設置箇所等を中心に意向を確認したうえで助成を活用した対策を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で担い手への農地の集積・集約化を基本とした農業者への農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46 %	将来の目標とする集積率	65 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
個人農家が将来的に離農する場合は、農地中間管理機構を通じて現在の担い手への集積・集約を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組			
既存担い手及び新規営農組織への集約化を念頭に農地集積を進める。			
担い手が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクの機能を活用することで、新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。			
(2) 農地中間管理機構の活用方法			
農地貸借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で農地中間管理機構の農地バンクの機能を活用する。			
(3) 基盤整備事業への取組			
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。			
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組			
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。			
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組			
作業の効率化が期待できるものは、委託による実施を検討する。			

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ① 過去に設置した防止柵には経年劣化がみられることから助成制度を活用した対策を検討する。
- ③ 農作業の省力化、効率化を行うためにも補助等の活用を意識した設備投資や作業委託を検討したい。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 13 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	担い手A	水稻、麦	12.4 ha	ha	水稻、麦	15.0 ha	ha		
認農	担い手B	水稻、麦	4.7 ha	ha	水稻、麦	4.0 ha	ha		
認農	担い手C	水稻、麦、大豆	3.9 ha	ha	水稻、麦、大豆	4.5 ha	ha		
認農	担い手D	麦、大豆	2.7 ha	ha	麦、大豆	2.2 ha	ha		
利用者	担い手E		ha	ha	水稻、麦	8.9 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		23.7 ha	0 ha		34.6 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めください。

5 目標地図（別添のとおり）